

第25巻第4号通巻270号

連合総研レポート 2012年4月号

No.270

© CONTENTS	
金融・経済危機のなかの欧州	労働組合 松村 文人5
ヨーロッパ社会民主主義再生	新川 敏光9
ユーロ危機下の南欧労働運動 寄 - スペイン・ポルトガルの場合	横田 正顕13
巻頭言	報告
道 悼 ···································	研究ノート
^{視 点} ···································	大嶋寧子著 「不安家族ー働けない転落社会を克服せよ」
	今月のデータ23 ILO 「世界の雇用情勢2012年版」 就業率は世界全体で低下の傾向
	事務局だより



早く実行する勇気を一

草野忠義

を取ると気が短くなるものだとい われているが、最近の状況を見ていると「まだるっこい」とイライラさせられる。

◇大学教育改革 最近、ようやく東京 大学の言いはじめか、大学の秋入学が 提起され実現に向けて進み始めたよう である。思えば約24年前、つまり四分の 一世紀も前の中央教育審議会で議論さ れてきたものである。最近亡くなられた 西岡武男文部大臣の時の中教審の委員 になったが、2年間に確か100回を超え る委員会の開催で、中身もとても濃いも のであったと記憶している。中心の議題 は「飛び級」と「生涯学習」について

であったが、その関係ももちろんあった が、中でも大学教育の在り方について の議論が活発であった。特に、大学の 卒業の壁というか門をもっと絞るべきで あるという意見、これは大学進学者の 急増などに伴う大学卒業者の質・能力 の低下が顕著であることへの危惧から 出ているもので、それとの関係で国際的 な面からも大学の入学を秋に変更すべ きだという意見が大勢を占めたと記憶し ている。ところが、当局から、それは中 教審ではなく「大学審議会」のマターで すとの一言で片づけられた。多くの委員 が、日本の今後にとって極めて重要なこ となので、引き続き議論すべきだとの主 張を続けたが、残念ながら「壁」を破る ことは出来なかった。今度こそは、間違 いなく確実に推進していって貰いたい。 ◇幼保一元化 最近、人口推計が発表 されたが残念ながら少子高齢化に歯止 めがかからず、依然として早いスピード で進んでいるとのことである。その中で、 もちろん様々な施策が必要であることは 言うまでもないが、とりわけ子供を抱え ていて働けない若い母親たち(保育所 の入所待ち、つまり待機児童のあまりに もの多さ)、そして子供を産みたいけど 預けて働こうにもその見通しが立たない ため、子供を産むことを躊躇するという 主党は「幼保一元化」を掲げていた。これは保育園の拡充と同時に幼稚園と保育園を一体化し、待機児童の解消を目指すとしていた。しかし、ここでも政治主導が十分働かなかったようである。二つの省庁の狭間で調整が遅れてしまった。ここへきて漸く「幼保一元化」の具体案ができたようであるが、実現はいつかというのを聞いて唖然としてしまった。なんと、消費税の税率引き上げの後だそうである。遅い! 優先度は極めて高い政策であり、幼い子供を抱えた母親や若い女性の気持ちや如何。ただちに実現すべきだと思うが。

◇ガレキ処理 これは、遅いというよう な問題ではなく、何故こんなことになっ ているのか、私の頭がおかしくなってき たのかとでも思わざるを得ない。今回の 東日本大震災でよく言われる「絆」とは 一体何なんだろうか。また、多くの海外 の国々から日本の助け合いに賞賛の言葉 が寄せられていると聞く。ところが、震 災の被害の大きかった地域では大量の 「ガレキ」の処理に困っているとのこと。 放射能の問題はともかくとしても、それ に関係ないガレキの受け入れを石原都知 事の東京都しか容認していないというの は、一体我が国はどうなっているのだろ うか。「絆」なんて何処かへ飛び去って しまっている。何人かの大臣や国会議員 が、地方に対して協力を呼び掛けている ようだが。ただちに、実現すべき課題で あろう。聞くところによれば、それらの ガレキを全体に依頼した場合、その地域 の一年間のガレキ処理の10%に過ぎない というではないか。これこそ、政治主導 で何とかならないのか。法律で引っかか るものがあるかどうかは浅学にして承知 していないが、国を挙げてただちに処理 をする問題だと思うのは、私一人ではな いと思う。

拙速は避けるべきだが、直ちにやらなければならないものはまず実行し、まずい点が出てくれば後で修正するという勇気を持つべきである。

か、結婚さえあきらめてしまう若い女性

が多いと聞いている。これに対して、民

草野忠義理事長の逝去にあたって

連合総合生活開発研究所 副理事長 薦田 隆成 専務理事 久保田 泰雄



ソーシャル・アジア・フォーラム (2011年11月 4-5日, 東京にて開催)で司会を務める草野 理事長

去る3月7日夕刻、当連合総研の草野忠義理事長が逝去されました。享年68歳でした。ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

草野さんは、当連合総研の設立(1987年12月)に際しても、 多大のご尽力をされました。1999年から連合総研理事に就任 され、2005年11月からは第5代理事長として、卓越したリーダ ーシップを以て、私ども所員を統率・指導されました。

労働運動の長い経験で培われた現場重視の姿勢にもとづく 草野理事長の指導のおかげで、「現代福祉国家の再構築」や 「21世紀の日本の労働組合活動」のような中期的研究課題から、 「雇用ニューディール研究」や「ワーキングプアに関する調査研

究」、「東日本大震災復興・再生プロジェクト」など、緊急性の高い足もとの課題に関する研究まで、幅 広い多くの調査研究に取り組むことができました。そして、ソーシャル・アジア・フォーラム事務局の運 営など、内外のネットワークの拡充、また、公益財団法人への移行についても、円滑に進めることがで きました。

一方で、研究所内にとらわれず、幅広い人脈を生かして、勤労者の生活向上のための広汎な活動に、 さまざまな形で取り組んでこられました。草野さんのそうした社会への貢献は、私ども所員の誇りとする ところでもありました。

まだまだご指導をいただき、ご活躍していただけると思っておりました矢先に、草野理事長を喪いました。私どもも大きな落胆を覚えておりますが、草野さんの尊いご遺志を体し、真に働く者のためのシンクタンクとして、調査研究・政策提言活動において、より一層の成果を挙げるよう、連合総研所員一同、努力してまいります。

生前に賜りました皆さま方のご厚情に心から感謝を申し上げますとともに、あらためて草野理事長の ご冥福をお祈り申し上げる次第です。

合 掌

第四の年金を作ろう

国民皆年金ということが言われて久しい。確かに、狭い意味での国民年金、そして厚生年金、共済年金によって、すべての国民はカバーされている。これに並ぶ年金を作ろうというのではない。老齢年金、遺族年金、障害年金に並ぶ育児年金を作ることを提案する。

基本的なアイディアは、「15歳未満の子供を育てている、広い意味での国民年金加入者に対して定額の年金を支給する」というものだ。

二組の夫婦を想像してほしい。田中夫婦は、所得は それなりにあるが子供はいない。育児費用も教育費も 掛からないので、生活にゆとりがあり、年金保険料は きちんと払い、貯金もしている。鈴木夫婦は、所得が あまりなく、子供は二人いる。万一のための貯金だけ はしているが、育児費用、教育費用に追われて、年金 保険料までは払えないでいる。

この二組の夫婦の老後は、こうなる。田中夫婦は、 貯金と年金で生活する。この年金の出所は鈴木夫婦の 子供が払う年金保険料だ。鈴木夫婦は、僅かな貯金の 取り崩しと子供からの仕送りで暮らす。鈴木夫婦の子 供たちは、受けた教育を生かして職に就き、年金保険 料を払い、両親に仕送りをする。この子供たちが支払っ た年金保険料は、自分たちの親にはいかない。田中夫 婦の年金になるのだ。

おかしな世界だ。鈴木夫婦(と子供たち)が気の毒だ。 誰が悪いのだろう。現在の年金制度の建前からいえば、田中夫婦は何も悪いことをしていない。悪いのは 鈴木夫婦だ。義務である年金保険料を払わなかったの だから。あれれ?

私は、こんな制度はおかしいと思う。今の年金制度は、世代間扶養のシステムになっている。自然な世代間扶養は、若い親は子を養い、育て、その後、育ててくれた親が老いれば、今度は子が養うというものだ。この育児と養老という世代間扶養の仕組みのうち、現在の公的年金制度は養老だけしか代替していない。バランスが悪いのだ。

育児年金を作れば、このバランスを年金制度の中で回復できる。子供一人につき、国民年金の老齢年金の満額の40%を給付することを提案する(1)。およそ32万円、月にすると2万7千円になる。総務省の人口推計によると平成24年2月の15歳未満の子の数は、1,666万人だ(2)。必要な額は、5兆3千億円という計算になる。老齢年金にそろえて国庫負担、つまり納税者の負担を2分の1にすると2兆7千億円、年金加入者の負担も同じ額になる。

現在の子ども手当の国、地方の負担額は2兆円なので、これに3分の1ほど上積みが必要だ⁽³⁾。加入者は、

大体6,000万人なので $^{(4)}$ 、一人当たり年45,000円、月3,750円になる。これを年金保険料に上乗せする $^{(5)}$ 。 国民年金保険料は、約2万円になる $^{(6)}$ 。

定額でもあり、課税もするので (7)、高額所得者には あまり有難味はないかもしれないが、子育て中の低所得の世帯には実感できる給付になるだろう。例えば、両親とも国民年金1号被保険者で、子供が二人いると、世帯の保険料は月7.500円増えて4万円ほどになり、育児年金が5万4千円支給されることになる。かなり生活は楽になるだろう。鈴木夫婦の老後は楽になる。働いている間の給付のほとんどは、年金保険料と子育て費用に消えてしまうだろうが、老後に年金を受け取れる。鈴木夫婦の子供も仕送りをしないで済むかもしれない。

この制度の本筋は、世代間扶養システムである公的 年金制度のバランスの回復だが、子供の貧困を防げる し、子供がいる正規・非正規労働者、大企業・中小企 業労働者の間の所得格差の改善にもつながる⁽⁸⁾。そし て、若年者の年金制度への不信を解消できるだろう。

世代間扶養システムとしての年金制度を完成させよう。

- 注(1) 老齢年金の一定割合と定め、老齢年金の額が 変更されれば自動的に変更されるようにする。 老齢年金と育児年金は対のものなので。
 - (2) 悲しいかな、徐々に減りつつある。必要な額も減るが、これで喜ぶわけにはいかない。
 - (3) 消費税のうち地方の取り分から必要な額を国に戻す。
 - (4) 保険料を支払う義務のない3号被保険者を除い た人数。
 - (5)〈前々年度末の支給対象子供の数×単価(今年度の老齢年金額×0.4)÷2÷前々年度末の被保険者数〉を自動的に上乗せする仕組みにする。毎度毎度、政治家の手を煩わせるべきではない。子供の数が減って、費用が減るときは保険料を下げるのは当然だ。下げずに年金の財政改善のために使うようなことを、認めるべきではない。
 - (6) 保険料の免減の所得基準は緩和する必要がある。
 - (7) 老齢年金と対なので、課税は自然だ。同時に所得制限もしない。二重の調整は無駄手間だ。
 - (8) 子供のいない非正規労働者や失業者には厳しい ことになる。しかし、彼らこそ老後の生活の安 定のために公的年金を必要としている。我慢し てもらいたい。 (泉)



金融・経済危機のなかの 欧州学働組合

松村 文人

(名古屋市立大学大学院経済学研究科教授)

新条約と欧州労連

欧州連合 (EU) 首脳会議が3月1日~2日に 開催され、政府債務危機の解決に向けて財政 規律を強化するための新条約が、英国とチェ コを除く25カ国によって調印された。メディ アは新条約調印や債務削減への着手による市 場の落ち着きを伝えているが、同時に緊縮の 強化が経済の回復を妨げる可能性にも言及し ている。欧州労連 (ETUC) は緊縮一辺倒の 危機の解決策は景気を冷え込ませ、成長と雇 用を妨げるとして反対してきた。やはり3月1 日、欧州の政労使代表が一堂に会する「欧州 社会サミット」では、欧州労連書記長のベル ナデット・セゴルが緊縮強化を続けるEUの選 択に対して強く抗議している。

ILO(国際労働機関)がつい先日発行した『危 機の中の仕事の世界の不平等--欧州からの証 拠』(ダニエル・ボーン=ホワイトヘッド編) によれば、2008年9月のリーマンショック以降、 危機解決を理由に採られてきた雇用・賃金の 削減、労働規制緩和、公共サービスの切り下 げなどの緊縮政策によって多くの国で不平等 が深刻化している。中長期的な視点から見て 人的資本や雇用の質へのマイナス影響も懸念 される。

欧州労連には、EUの「社会統合」を通じて 獲得されてきたこれまでの成果が、相次ぐ緊 縮策によって損なわれつつあるとの危機意識 がある。さらに政策の決定が労使対話による

代替案の検討などを経ずに専制的に行われて いることへの不満も強い。専制的な決定とし て、2010年フランスのサルコジ大統領による 年金支給開始年齢の引き上げ、今回のギリシ ャ政府による最低賃金の大幅切り下げなど、 多くの事例を挙げることができる。ILO報告書 は、最低保障や社会対話を重要な要素とする 「欧州社会モデル | (ソーシャル・ヨーロッパ) の今後に対して懸念を表明したともいえる。

本稿では、経済危機の中での欧州労連の考 え方や実際の行動を見たのち、欧州労働市場 の実態や不平等(格差)の拡大にふれ、後退 が指摘される欧州社会モデルの行方について 考えてみたい。

緊縮に対する欧州レベル抗議行動

欧州労連はEU首脳会議の前日、2月29日を 「欧州労働組合行動の日」に設定し、各国労組 に欧州27カ国で一斉に集会や街頭行動を行う よう呼び掛けた。開催地は、北はスウェーデ ン (ストックホルム) から南はギリシャ (アテ ネ)まで、西はアイルランド(ダブリン)か ら東はルーマニア(ブカレスト)まで、ヨー ロッパ全体に及んだ。緊縮反対を基本的な立 場とし、横断幕に掲げられた共通のスローガ ンは、「もうたくさんだ。雇用と社会正義のた めのオータナティブ (代案) は存在する」で あった。ルモンド紙によれば、フランスでは 全国160か所で集会・街頭行動が行われ、その

うち130か所で主要労組の統一行動となった。 首都パリではフランス労働総同盟 (CGT) の 発表で15,000人、警察発表で8,700人が参加。 リールでは、1,000人 (CGT) ~ 750人 (警察)、 マルセイユでは、10,000人 (CGT) ~ 2,700人 (警察) が行動に参加したといわれる。

欧州労連は、イギリス労働組合会議(TUC)、 ドイツ労働総同盟 (DGB)、フランス労働総同 盟(CGT)など、各国の85の主要ナショナル センターを構成メンバーとしている。産業別 に国境を越えて組合を組織する産業別連合組 織は、金属、運輸、教育、繊維、サービス・ コミュニケーションなど12ある。欧州労連は 各国労組にストライキを指令する権限を有し ているわけではないが、最も重要な活動の一 つがデモ・集会を主体とする「欧州行動」で ある。欧州労連が1993年マーストリヒト条約 で欧州レベルでの労働組合代表としての立場 を認められてから、欧州行動は欧州全域や主 要都市でほぼ毎年1回行われている。ギリシャ 危機が深刻になって各国で緊縮路線が強まっ てから、欧州労連はこの欧州行動に力を入れ ており、2010年に2回、2011年には4回実施し ている。おそらく今回2月29日の行動はこれま での欧州行動の中で最大規模であったと思わ れる。

各国の統一行動

各国レベルでも昨年から、欧州労連の呼びかけによらない独自の反緊縮行動が増えた。全世界に映像で頻繁に伝えられたのは、ギリシャのゼネストであった。昨年12月2日、官民2大労組のギリシャ公務員労働組合同盟(ADEDY)とギリシャ労働総同盟(GSEE)が、緊縮に抗議して24時間ゼネストに踏み切ったが、これがギリシャでは昨年7度目のゼネストとなった。今年に入って2月、追加支援の最終的な決定を前にして再び抗議の声が高まり、主要組合が2月10日に48時間のゼネストに突入して、バス、地下鉄などの公共交通機関も止まった。

イギリスでも昨年11月末、緊縮に対する反

対の声が上がった。公務員30労組、200万人が 11月30日、公務員年金改革に対して全国で24 時間ストを行った。イギリスの公務員ストは 1979年の「不満の冬」と呼ばれた公務員大争 議以来32年ぶりといわれる。年金改革交渉は9 か月前から続けられていたが、提案の内容は 保険料の6%から9%への50%引き上げ、給付 基準の退職直前給与から平均給与への切り替 え、現行60歳~65歳の年金支給開始年齢の一 律65歳への引き上げなどであった。公務員15 万人削減に続くもので、公務員労組の怒りが 爆発したといえる。

労働組合の表立った動きがなかったイタリアでも、イタリア総同盟(CGIL)など3大労組が、就任後間もないモンティ首相との会談が終わったのち、12月22日に増税や年金改革を含む政府の緊縮策に反対して3~8時間の大規模ストを行った。3大労組が同時にストを行うのは6年ぶりのことである。

日本には伝えられなかったが、ベルギーでも昨年12月2日の反緊縮行動に続いて1月30日、キリスト教労働組合同盟(CSC)など3つのナショナルセンターが、緊縮に反対し社会正義を求めるゼネストを行った。

スペインでも2月19日、昨年11月に発足した ラホイ政権が進める緊縮財政や解雇規制緩和 などの労働市場改革に対する抗議デモが行わ れた。主催者によると、全国57都市でデモが 行われ、首都マドリードで50万人(警察発表 で5万人)、バルセロナで40万人(《3万人)が 参加した。

このように欧州各国で、雇用や賃金の削減、 公共サービスの切り下げ、年金改革、労働市 場改革のような社会対話抜きの決定に対する 抗議行動が続いている。抗議行動は官民問わ ず、複数のナショナルセンターが一致して全 国的に組織している点が共通している。欧州 労連はギリシャなど各国労組が抗議行動を行 うたびに支持の声明を出している。

欧州の不平等拡大

ILO(国際労働機関)から2月末に出された

『危機の中の仕事の世界の不平等―欧州からの 証拠』(ダニエル・ボーン=ホワイトヘッド編) は、グローバル経済危機の結果、欧州の至る 所で仕事に関わる不平等が広がり、今後財政 再建のために緊縮政策や労働市場改革を導入 する国が増えれば増えるほど、不平等が拡大 し続ける恐れがあると指摘している。

金融・経済危機は2008年秋以降、雇用、賃金と所得、労働条件、社会対話(労使交渉)に対してどのような影響を及ぼし、労働市場にどのような緊張や不均衡をもたらしたのか、本書は30カ国のデータと専門家による14カ国の国別分析に基づいて報告している。また、産業レベルだけでなく企業レベルにおける不平等の影響と、不平等に対処するために採られた政策についても分析している。原本がまだ手元に届いていないため、ここではILOのサマリー(要約)により内容を見てみよう(http://www.ilo.org/global/)。

まずEU統計 (Eurostat) で今年1月のユーロ圏の失業率を見ておくと、スペインが23.3%、ギリシャ19.9% (昨年11月データ)、ポルトガルとアイルランドがともに14.8%、イタリア9.2%、フランスも10.0%で二桁となり、ユーロ圏17カ国の平均は昨年12月から0.1ポイント悪化して10.7%になった。ユーロ圏の失業者数は、前月比18万5千人増で1,692万5,000人に達している (http://epp.eurostat.ec.europa.eu/)。

報告書は、危機が引き起こした不平等の原因としてまず雇用調整をあげている。フランス、スペイン、スウェーデンでは、一時雇用(派遣契約と有期契約)が雇用調整弁として有効に機能し、とくにスペインでは雇用喪失者のなんと9割が一時雇用で占められた。

危機は若者の雇用へ大きな打撃を与え、若者の失業率が急上昇している。今年1月の25歳未満の若者の失業率は、危機が深刻な国ほど高く、スペイン49.9%、ギリシャ48.1%(昨年11月)、ポルトガル35.1%、アイルランド29.6%、イタリア31.1%と、若者の2人か3人に1人が失業状態にある。3大国のフランス23.3%、ドイ

ツ25.1% (昨年12月)、イギリス22.2% (昨年11月) や、北欧スウェーデン22.4%、フィンランド22.4%でも2割を上回っている。ユーロ圏17カ国の若者の失業率の平均は昨年12月から0.1%悪化して21.6%である。

低技能労働者も雇用削減の対象となった。 危機は最初、金融サービスの高技能労働者の 雇用を奪ったが、しかし結果的に影響は製造 業の不熟練、半熟練労働者に及んだ。

危機によるレイオフ対象は建設業や製造業の男性社員であったため、男性の失業率が女性より高くなった。バルト3国、アイルランド、スペインでは男性の失業率は女性より6%程度高い。もちろん女性が危機の影響を受けなかったわけではなく、男性が多い部門では女性がまず解雇され、賃金カットの対象にもなりやすかった。イギリスではそれまで進んでいた性別賃金格差の縮小が止まった。仕事と生活を調和させる施策の廃止や削減が女性の困難を増大させている。

賃金削減では公共部門が重大であり、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、アイルランドを始め、大多数の国の行政予算の削減が、雇用削減とともに給与削減を招いている。

低賃金労働者の長期的な増加は、労働時間の削減と同時に法定最低賃金の凍結の結果でもある(ブルガリア、ハンガリー、イギリスなど)。低賃金の長期化や貧困化の傾向が強まっている。2010年Eurofound調査によれば、4割の労働者が家計のやりくりに苦労しており、とくに一時雇用や自営業で比率が高い。

全体として、不平等の拡大は2009年後半に起こった景気浮揚から緊縮予算への移行を契機としており、雇用削減は民間部門から始まって公共部門へ拡大。初め男性が影響を受けたが、次に公共部門やサービス部門での雇用・賃金削減の影響が女性に及び、ジェンダーギャップの縮小を反転させてしまった。予算の削減は他の職種(高技能労働者、高齢者、障害者、ローン契約者など)にも影響し、公共部門に外国人労働者が比較的多く集まるため外国人へも影響が及んだとする。報告書は、

中長期的な視点から不平等の影響を見る必要性も指摘しており、人的資本、雇用の質などの指標を考慮すべきとする。危機の中での技能、キャリア、所得の展望への影響は、長期的な視点によらなければ明らかにならない。これは、健康、人口、社会全体への影響でも同様である。

欧州社会モデルの行方

2月末、EU首脳会議での新条約調印を前にして、アメリカの経済紙「ウォールストリート・ジャーナル」(2月24日)に掲載された欧州銀行(ECB)のマリオ・ドラギ総裁のインタビュー記事が欧州労組に衝撃を与えた。ドラギ氏が、「厳しい緊縮策から逃れる術はなく」、「欧州大陸の伝統的な社会契約はすでに時代遅れである」と述べたからである。「伝統的な社会契約」とは、「欧州社会モデル」を意味している。

ドラギは、欧州の若者の高失業率(最も高いのがスペインの49.9%)を引き合いに出しながら、ヨーロッパが誇りとしてきた、雇用保障と寛大なセーフティネットを重視する社会モデルは「すでになくなった」と言い放った。危機の手っ取り早い解決策などなく、緊縮による経済的ショックが続けば加盟国は労働市場の構造改革に向かい、長期の繁栄に戻ることができる、「構造改革と結び付いた緊縮こそ唯一の経済回復の選択肢である」とも述べた。

この発言は、昨年11月就任から間もないとはいえIMF・EU・ECBの連携で市場の信頼を確保した辣腕実務家の「方言」の可能性もあるが、他方で緊縮強化に反対を続ける欧州労組に対する「威嚇」の意図も否定できない。

「欧州社会モデル」は「ソーシャル・ヨーロッパ」ともいわれるが、EUの「経済統合」に対して「社会統合」を指している。欧州統合は経済成長と社会発展の調和によって進められ、両者は車の両輪に譬えられてきた。先述のILO報告書の編者でもあるボーン=ホワイトヘッドは、1986年の欧州単一協定以来形成されてきた「欧州社会モデル」の構成要素として、

労働者の権利、雇用、機会の平等、差別禁止、 労働者の直接参加、社会パートナーの承認と 関与、社会対話と団体交渉、市民社会への関与、 公共サービスと公共の利益、きちんとした賃 金、社会保護、社会的包摂、基本的社会権、 地域連帯、国境を越えた社会的手段・社会政 策を挙げている (L' Europe à 25: un défi social, la Documentation française, 2005)。

欧州労連には、これまで社会面で進んできた統合の成果が、2008年リーマンショック以降、雇用の保障、賃金の平等、社会対話において損なわれつつあるとの危機感がある。もちろん、ドラギが述べるように欧州社会モデルがもはや「なくなった」とは考えられないし、社会保障や社会対話の長い歴史を持つ欧州主要国においてこのモデルが容易に「なくなる」ことも考えにくい。危惧されるのは、危機下にあるギリシャをはじめとする南欧諸国やアイルランド、市場経済への移行を図る東欧諸国などEUの周辺部の国々で、失業、賃金低下、成長率低下などが深刻になっており、その影響が長期にわたって続く可能性があることだ。

もう一つの危惧は、欧州社会モデルの主要 要素である社会対話の後退が随所で見られる ことである。これは債務問題そのものが労使 交渉や政労使交渉の対象にならないためであ るが、それ以外に現在EU諸国のほとんどが保 守・中道右派政権下にあることも関係してい る。英独仏3大国では現在保守党が政権の座に あり、北欧、中欧など、それ以外の国の政権 もほとんどが保守または中道右派である。昨 年の政権交代で、南欧スペイン、ギリシャか ら中道左派政権がなくなった。10年前のユー 口導入前後は、英独仏はもちろんほとんど全 ての国が中道左派または左翼の政権であった ことと比べれば、大きな違いである。4月大統 領選でフランスの保守党から社会党への政権 転換の可能性が高いといわれるが、EUの政策 に対してこのような転換がどれほどの影響を 与えていくのか注目される。



ヨーロッパ社会民主主義 再牛への道

新川 敏光

(京都大学大学院法学研究科教授)

1 ヨーロッパ社会民主主義の栄光と挫折

戦後資本主義の「黄金の30年」が1970年代 中葉に終わると、ヨーロッパ社会民主主義(以 下、社民) は長い低迷期に陥る。イギリスでは、 1979年に福祉国家解体を叫ぶ新自由主義者マ ーガレット・サッチャーの率いる保守党、ド イツでは、1982年にヘルムート・コール率い るキリスト教民主同盟(CDU)が政権を獲得し、 ヨーロッパ最強の社民と思われたスウェーデ ン社会民主労働党は、既に1976年に保守勢力 に政権を明け渡していた。

この時代唯一の例外は、フランスである。 1981年にミッテラン社会党大統領が誕生した。 しかしミッテラン大統領は1982年には経済悪 化(インフレ進行と失業率上昇)に対応する ため早々と自由主義的経済政策へと方向を転 換し、その後はシラクやバラデュールの保守 内閣との共存(コアビタシオン)を余儀なく されるなど、必ずしも社民としての政策を実 行できたわけではなかった。

その後社民にとって冬の時代がしばらく続 くが、1990年代後半になると、イギリスを始 め多くの国で社民勢力が盛り返し、一時は EU15 ヵ国中12 ヵ国において社民政権が存在 した。社民の再生を象徴するのが、二党制か ら保守一党優位体制に変わったとまでいわれ たイギリス労働党の復活劇であろう。ブレア は「第三の道」によって旧社民と訣別し、労 働党がグローバル化に対応した新たな中道左 派政党(ニュー・レイバー)に生まれ変わっ

たことを印象づけた。ドイツに誕生したシュ レーダー社民政権もまた「新しい中道」を唱え、 ブレアに合流した。各国の社民政権は多様で あり、一括りにすることは困難であるが、こ の時代社民がグローバル化に対応しうる左派 勢力として社会的中間層に支持を広げたこと は間違いない。

ところがそれからわずか10年あまりのうち に、ほとんどの社民政権は泡のように消え去 った。ドイツ、フランス、デンマーク、スウェ ーデンにおいて社民勢力は相次いで政権を失 い、リーマン・ショック後、2009年のヨーロッ パ議会選挙で社民勢力は大敗を喫し、2010年5 月にはイギリスからニュー・レイバーが消え、 9月にはスウェーデン社民が政権復帰に失敗 し、社民最後の砦と思われた南欧においても 財政破綻が社民政権にとどめを刺す形になっ た。

このような社民の栄光と挫折は、今日から 振り返ると歴史的構造的に規定されたもので あった。ヨーロッパ社民再浮上の可能性は、 そのような規定要因をどこまで理解し、対応 できるかにかかっている。

2 社民の長期低落傾向

まず指摘しなければならないのは、1990年 代後半の復活劇にもかかわらず、社民は長期 低落傾向のなかにあるということである。オ ーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンラ ンド、フランス、ドイツ、アイルランド、ルク

センブルグ、オランダ、ノルウェー、スウェ ーデン、スイス、イギリス、13ヵ国における 社会主義諸政党の平均得票率は、1950年代と 60年代が33.2%、70年代が31.7%、90年代が 29.2%、2000年代(2000-2009年間)が26.6%と、 一貫して低下している ii (Moschonas 2011: 53)。 得票率からいえば、ヨーロッパ社民は1950 ~60年代にピークを迎え、その後衰退してい る。1950~60年代といえば、戦後資本主義経 済は製造業を中心とした大量生産大量消費体 制が全盛を迎え、「黄金の30年」の真只中にあ った。大量生産は大量の均質な労働者を生み 出し、労働組合の組織化を促進した。組織労 働の力を母体に、多くの国で社民勢力が進出 した。社民勢力は、福祉国家的再分配政策に よって資本主義的な富の格差を一定程度是正 し、国内的に大量生産を大量消費する成長サ イクルを促進した。

このような一国主義的資本蓄積体制が西側 先進諸国に広まったのは、戦後再建された国 際的自由主義体制が「埋め込まれた自由主義」 といわれるもので、資本の移動を管理・規制 したからである。国内需要の拡大というケイ ンズ主義的要請に、再分配政策は適合的なも のであった。したがって自由主義のなかでも 社会改良を求める者たちが支配的であり、自 由放任主義、もしくは市場原理主義を擁護す るのはごく少数に限られていた。福祉国家プ ロジェクトは超党派的合意ともいわれたので ある。

しかし戦後資本主義体制は1960年代後半から翳りを見せ始める。まずサービス産業化といわれる現象が顕著となり、さらに製造業内においても生産の多様化・柔軟化が進行し、均質な労働条件、生活様式を前提とした労働者の階級的団結が難しくなっていく。そして1971年アメリカの新経済政策(ニクソン・ショック)によって管理された自由主義体制は崩壊し、資本の自由化(グローバル化)が始まる。1973年第一次石油危機は「黄金の30年」を最終的に葬り去り、先進諸国はスタグフレーションに悩まされることになる。スタグフレーションはケインズ主義的マクロ経済政策の権威を失墜させ、市場の自己調節機能を主張

する新自由主義の台頭を招いた。新自由主義 は、資本主義経済復活のために福祉国家の解 体を主張したのである。

このように支持基盤であった労働者階級が多元化し、団結が弱まったこと、資本の自由化(グローバル化)、それに伴って支配的政治言説が社民に親和的なケインズ主義から敵対的な新自由主義へと移行したことが、社民勢力の衰えにつながった。社民の衰退がこのように構造的に規定されたものであったとすれば、1990年代後半にみられた社民復活はいかにして可能だったのだろうか。

3 社民から中道左派へ

一言でいえば、ヨーロッパ社民は中道左派 路線に活路を見出した。中道左派路線は、新 自由主義者同様に、市場に対抗するのではな く順応する政策を指向する。しかし新自由主 義のように福祉国家の解体を目指すのではな く、その再編を図った。新自由主義の経験が 明らかにしたのは、福祉国家の解体は不可能 であるし、それを強行しようとすると社会統 合を損ない、むしろ経済に悪影響を与えると いうことである。中道左派は、福祉国家に市 場原理を導入し、福祉を再び経済発展に貢献 するものにしようとした。たとえば福祉受給 資格を得るための就労要件を厳格化する、就 労能力を高めるための社会的投資を増やすな どして、福祉国家を労働市場改善に直接役立 つものへと改編したのである。

もとより中道左派路線といっても、イギリスにみられる最も新自由主義よりのワークフェア(福祉受給者への懲罰性が高い)から、オランダやデンマークのように労働市場の柔軟性を促進しつつ、包括的セイフティネットを提供するフレクシキュリティ、スウェーデンのように就労能力を高めるアクティベーション戦略など、様々である。異なる福祉国家を発展させてきた国々では、当然再編のあり方も同じではない。

伝統的社民からみると、中道左派路線はもはや社民とはいえないかもしれない。とりわけイギリスのニュー・レイバーの場合、アトリー労働党政権よりもサッチャー保守党政権

との継続性が強いことは、ブレア自身、必ず しも否定しないのではないか。しかし、ニュ ー・レイバーは社民からの逸脱であると切り 捨てる前に、そもそも社民とは何であったの かを再確認する必要がある。

イギリス福祉国家建設の栄誉がアトリー政権に帰すにせよ、イギリスの福祉国家への離陸が19世紀末からのニュー・リベラリズムの台頭を背景にした自由党の一連の社会改革によって促されたことは疑いない。福祉国家は社会改良を認めるリベラリズム(ニュー・リベラリズム)と革命を断念した社会主義(社会民主主義)との合作であり、その意味で福祉国家はリベラル・ソーシャル・デモクラシー(「リベラル+ソーシャル」・デモクラシーの産物ということができる。

新自由主義は、リベラル・ソーシャル・デモクラシーからの訣別を宣言したが、中道左派路線は、グローバル化という新たな文脈でリベラル・ソーシャル・デモクラシーを再建しようとした。ただし、再建は社会民主主義的合意ではなく、自由主義的な合意の下になされた。リベラル・ソーシャル」から「リベラル>ソーシャル」へと変わったのである。しかし自由競争、社会的平等、どちらをより強調しようと、リベラル・ソーシャル・デモクラシーが一国主義的資本蓄積を促進する体制であることに変わりはない。

福祉国家的再分配政策が一見市場対抗的に みえようとも、実はそれは社会統合を実現し、 国内需要を高め、国民経済の繁栄を促すもの であった。グローバル化が始まってしばらく は、それが市場から国境の桎梏を取り払うも の、資本主義を国民国家から解放するもの(国 家の退場)とみなす向きもあったが、今日で はそれが新たな社会的保護と国民的経済成長 戦略を必要とすることが明らかとなっている。 中道左派によるリベラル・ソーシャル・デモ クラシーの改編は、このような時代の要請に 応えるものであったからこそ、多くの国で成 功を収めた。

リベラル・ソーシャル・デモクラシーの一 貫性を最もよく表す例として、スウェーデン が挙げられる。スウェーデンにおいては、「リベラル〈ソーシャル」から「リベラル〉ソーシャル」へのブレが、イギリスやドイツのように大きくはない。これをもって、スウェーデンはなお真正社民であるといってもよいだろう。構造的変化がリベラル・ソーシャル・デモクラシーの変容を要請したにもかかわらず、スウェーデンでは変化の幅が比較的小さいとすれば、それはなぜなのだろうか。

スウェーデンの場合、国内市場が小さく、 そもそも貿易に依存する開放経済の国であったこと、それゆえに国際競争に対応した国内 産業構造の合理化を実現すべく政労使の協力 体制(コーポラティズム)が築かれ、労働力 の育成と配分、所得再配分を行う「国民の家」 として福祉国家が形成された。つまりスウェ ーデンの場合、開放経済を前提とした効率的 な労働力配置が福祉国家のデザインに当初から組み込まれていたのであり、だからこそス ウェーデン福祉国家は、他の福祉国家に比べ てグローバル化への適応力が高かったといえ よう。

1970年代末から何度も保守勢力が政権に就きながら、スウェーデン福祉国家の大枠が保たれているとすれば、それがスウェーデン政治経済に非常に適合的であり、スウェーデン社会に深く根付いているからであろう。それは今や党派性を超えたスウェーデン的なるものに他ならない。換言すれば、スウェーデン福祉国家はきわめて固有の社会的文脈に依存していると考えられる。だからこそ、それは社民の理想として褒め称えられながら、ヨーロッパにおいてすら北欧を超えたモデルとなることはなかった。

4 社会民主主義の可能性

1990年代後半の社民の復活は、リベラル・ソーシャル・デモクラシーの再編によってもたらされたものであった。福祉国家は、新自由主義言説に見合った形で再編された。すなわち財政バランスを重視し、供給サイド重視の経済改革を行い、福祉をより選択的なものに変え、就労条件を厳しくした。しかしリベラル・ソーシャル・デモクラシーという枠組

はあくまでも一国主義的な対応であって、国際的な資本の動向に対応しきれるものではない。一国レベルでの徹底した財政規律が望まれるなら、むしろ保守政権のほうが望ましいということにもなる。

社民がその歴史的遺産を踏まえ、現状を打開するために必要なのは、国境を越えた社会的保護システムの構想である。この点において、EUレベルでの社民の動向が注目される。グローバル化は一国主義的経済管理を無効にし、各国は福祉国家を再編せざるをえなかったにしても、ヨーロッパ社民はEUレベルで社会的保護システムを構築する戦略を示している。いわゆるソーシャル・ヨーロッパの建設である。国境を前提とした再分配政策が、今日福祉ショービニズムを生み、排外主義を強める傾向があることを鑑みれば、EUレベルにおいて社会的保護体制を構築しようとする試みは、グローバル化への適切な対応ということができよう。

しかしこの戦略が効果を上げるためには、いくつかの難問をクリアする必要がある。第一に、ヨーロッパ社民のなかでソーシャル・ヨーロッパを求める動きには温度差がある。フランスやドイツ社民の積極的姿勢に対して、イギリス労働党は当初懐疑的であったし、北欧社民は一貫して消極的である。北欧社民にとって、ソーシャル・ヨーロッパとは自国の社会保障レベルの低下につながるとの危惧が強いからである。

こうした各国社民の思惑の違いは、EUの決定が制度的に加盟国の代表に委ねられていることによって一層深刻なものとなる。ソーシャル・ヨーロッパを実現するためには各国社民が各々の国内で政権を獲得する必要があり、政権奪取のためにはヨーロッパ全体ではなく各国の事情を最優先する必要がある。したがって各国の利害がヨーロッパ全体のそれと一致する稀な場合を除いて、各国社民がおのずとソーシャル・ヨーロッパの方向へと収斂することは考えられない。

そもそも福祉国家は、主権国家によってこ そ実現できたのであり、はたしてEUレベルで これに相当する枠組を作ることができるのか という厄介な問題もある。経済統合では目覚ましい進展を遂げ、主権国家を相対化するに至ったEUといえども、政治的に統一されているわけではない。再分配とは優れて政治的な権力行使であることを考えれば、EUレベルでの社会政策といっても、再分配政策は難しく、単一市場に対応した規制や雇用政策の調整に止まる可能性が高い。社会的包摂といっても、これまでのところ、雇用創出政策の域をでないのが実情である。かりにこうした問題が全て克服されたとしても、EUが「ヨーロッパ連邦」として外に対して閉じる作用をもつことは否めないであろう。

様々な問題を一挙に解決する魔法の杖は存在しない。しかも今日南欧の財政危機はEUの将来に暗い影を落としている。にもかかわらず、ヨーロッパ社民にとって再生の道は、一国主義的福祉国家の再建ではなく、各国福祉国家の固有性を尊重しながらも、国境を越えた社会的保護システムを構築する努力のなかにあるように思われる。

そのために労働組合が果たしうる役割は小さくない。既に述べたように、政党政治には一国主義的な制約がきわめて大きいのに対して、労働組合は、労働市場の統合という現実を前に、否応なく国境を越えた組織化や連帯強化を求められているからである。労働組合がEUレベルでの組織化を一層強化し、ヨーロッパ市民社会の実体化を目指すならば、それは社民の将来を切り開く重要な鍵の一つとなるであろう。

参照文献

新川敏光(近刊)「リベラル・ソーシャル・デモクラ シーの彼方へ」『未来』

Moschonas, Gerassimos (2011) "Historical Decline or Change of Scale?," in James Cronin, George Ross, and James Shoch (eds.) , *What's left of the left?*, pp.50-85. Duke University Press.

i本稿では東欧については言及しない。

[&]quot;ただし遅れて民主化が達成された南欧三ヵ国(ギリシア、ポルトガル、スペイン)では1980年代以降も社会主義政党が勢力を維持しており、これらの国を含めた16ヵ国の平均は、1980年代32.4%、90年代31.2%、2000年代29.2%と改善される(Moschonas 2011: 53)。

[…]この点については、拙論(近刊)を参照されたい。



ユーロ危機下の 南欧労働運動

―スペイン・ポルトガルの場合

正題 横田

(東北大学大学院法学研究科教授)

ユーロ危機とスペイン、ポルトガル

2012年3月9日、ギリシャ政府が民間投資家 に対して求めてきた債務返済の一部免除に対 して、元本全体の83.5%に相当する国債保有 者がこれに応じたことにより、ギリシャは第 二次大戦後の先進国として初めて事実上のデ フォルト宣言に至った。債務の計画的削減に 基づくこの「管理デフォルト」の容認によって、 昨秋からの懸案とされてきた1300億ユーロの 追加支援が可能となり、このところギリシャ 問題を軸に展開してきたユーロ危機は、一つ の山を越えたと考えられている。

しかし、2010年のギリシャ問題の顕在化に よって、先進国の債務問題、及びユーロ圏の 存続問題へと焦点が移動したのであるが、そ もそもユーロ危機とは、ギリシャの財政破綻 問題から派生した財政危機・信用危機の連鎖、 及びユーロ加盟国における緊縮財政の同時追 求に伴うヨーロッパ経済全体の深刻な景気後 退の可能性を伴う複合的経済危機であり、 2007年以降のパリバ・ショック、リーマン・ ショックに代表される広範囲の金融危機の中 にその芽は表れていた。

ユーロ危機に先行する世界同時不況・金融 危機の中ですでに苦境に陥っていたポルトガ ル及びスペインの中道左派政権(それぞれソ クラテスPS [社会党] 政権、サパテロPSOE [社 会労働党]政権)は、ギリシャ危機以降の構 造調整圧力の増幅に耐え切れず、2011年6月と 11月に、それぞれ繰り上げ選挙で政権の座を 中道右派(それぞれパソス・コエーリョPSD-CDS [社会民主党 - 民主社会中央党] 連立政 権、ラホイPP[人民党]政権)に明け渡した。 イベリア両国では、選挙によらずに「ユーロ

クラット」への禅譲が行われたギリシャやイ タリアと異なり、断固たる窮乏化策を推し進 めることが明白な政権が「民意」を受けて成 立したのである。

他方において、欧州委員会や欧州経済閣僚 理事会(ECOFIN)、あるいは「トロイカ」(欧 州委員会、IMF [国際通貨基金]、ECB [欧州 中央銀行]) などの意を受けて、緊縮財政の下 で社会政策の大胆な合理化・縮減を推し進め ようとする政府に対して、各国の労働運動史 を塗り替える規模の動員に支えられたデモが 繰り返されているのは、ギリシャだけではな い。スペイン、ポルトガルも、そうした抗議 運動の洗礼を免れることは出来ず、スペイン に至っては、「怒れる者たち」(indignados)に よる「15-M (5月15日:マドリードの守護聖人 イシドロの日) | 運動を媒介として、国際的な 広がりすら示した。

例えば、スペインでは、「不当な労働改革」 を推し進めようとする「法令ショック(=2月 10日に議会を通過した改正労働法を指す)」 (decretazo) に対し、2012年2月19日にはマド リードで50万人以上、バルセロナで40万人以 上、そのスペイン全土で57都市150万人の大規 模な動員によるデモが決行された。このデモ は規模において、サパテロ政権に対して行わ れた2010年9月29日のゼネストを上回り、参加 者で溢れかえるマドリードの街路は、デモ行 進が不可能なほどであったとされている。

また、2011年11月24日、ポルトガルではPSD -CDS政権が国際支援を受けるために打ち出し た2012年度緊縮予算への反対を掲げたゼネス トが実施されたが、2012年2月11日には、中道 右派政権下における貧困問題の深刻化と緊縮 政策への異議申し立てを軸に、過去30年間で最大規模に相当する30万人ものデモ隊が、「テレイロ・ド・パソ(王宮広場)をテレイロ・ド・ポヴォ(人民広場)に」を掲げてリスボン官庁街前広場を埋め尽くした。

こうした選挙政治の次元における左派の歴 史的敗北と、大衆的抗議運動のかつてない噴 出という奇妙な組み合わせは、欧州統合の文 脈の中に置かれたイベリア半島の政治・経済 の構造的矛盾を示しているように思われる。 そもそも労働運動の見かけ上の攻勢は、どこ に矛先を向けているのか。運動は何を代表し ているのか。街路や広場を埋め尽くす人々の 群れは、その一部をなす労働運動自身に存在 論的な問いを投げかけているのである。

ポルトガルとスペイン一危機の位相

2010年12月の航空管制官のストが、スペインで1978年(新憲法制定)後初めての「緊急事態」の発令に至ったことは知られているが、ギリシャの首都アテネで連日のように繰り広げられた暴力的衝突が、イベリア半島では基本的に見られない。このことは、スペイン、ポルトガル両国の問題状況が、政府債務と純対外債務の双方において突出するギリシャやアイルランドのような文字通りの高リスク国とは質的に異なることを意味するが、経済的相互依存によって密接に絡み合っている両国の間においてさえも、様々な点で相違を見出すことができる。

両大戦間期に起源を持つ長期の独裁体制の支配下にあった両国は、1970年代後半にほぼ同時的な民主化を成し遂げ、1986年1月1日付でECに同時加盟を果たした。両国の近現代史にはこうした共通点が数多く見られる。しかし、スペインはそもそもポルトガルの4倍もの面積と人口を有する大規模国家であり、EC加盟後の4半世紀の間、圏内での地位向上においてポルトガルを圧倒していた。特に2000年代に入ってからの経済躍進はめざましく、スペインは5%程度の実質経済成長率を維持しながら、EU内第4位のGDPを誇る経済大国にのし上がった。

一方のポルトガルは、EC加盟に伴う財政・経済的な恩恵を享受しつつ、ユーロ加盟の第一陣に滑り込んだものの、その反動としての財政規律の緩みから、ユーロ参加に必要とされた収斂条件に早々と違反し、2000年代以降の絶えざる緊縮圧力によって、経済の面では超低空飛行を続ける「失われた10年」を経験

してきたのであった。このようにユーロ危機 前夜の両国が置かれた明暗の差は、経済と財 政の規模の問題にとどまらず、両国の置かれ た危機の位相に、無視できない違いを生み出 している。

例えば、2000年代以降のスペインは文字通 りバブル景気の渦中にあり、成長の勢いや雇 用の伸びなどの点で他の欧米先進国を引き離 していた。財政収支は黒字を達成し(2007年 時点で1.6%)、政府債務残高の割合は縮小し つつあったのである(2007年時点でGDPの 36%)。問題は、経済状況の急速な悪化が、 この間のスペイン経済の牽引力であった建設 部門・観光部門などの労働集約型産業におい て劇的な雇用収縮を引き起こしたことであっ た。また、こうした産業部門に主に融資を行 ったのが地域住民の生活と密着した貯蓄銀行 (カハ) であり、カハ問題に起因する信用危機 が金融システム全体に波及しないよう、その 経営の合理化と、公的資本注入による体質強 化が急務となった。

スペインの危機の深刻さに拍車をかけたのは、経済と財政の大きさそのものであり、その状態が明から暗へ急激に相転移したことである。先に触れた政府債務残高は2010年に61%、2011年には68%に達した。他の先進諸国に比べて元来高水準であった失業率は再び20%(実数で500万人以上)を超えたが、バブル経済に労働力を供給してきた移民労働や定期雇用などの不安定雇用が景気変動の緩衝材として機能し、労働市場の二重構造が浮き彫りとなった。また、財政の急激な悪化によって基本的な公的サービスの提供にさえ支障が生じ、経済成長を梃子とする社会政策の拡充は、福祉縮減に向けて急反転を余儀なくされた。

これに対してポルトガルでは銀行危機やバブル崩壊、または財政や経済の規模自体ではなく、政府と民間を含めた対外純債務の大きさが最大の問題であった。この値は2010年の段階でGDPの2倍にまで膨らみ、政府債務残高だけでも2012年に対GDP比で112%にまで増大すると考えられている。ポルトガルがギリシャに次ぐ危険性をはらんでいると見られるのは、政府の債務返済能力が財政再建努力によってもなかなか回復しないことが、民間銀行の市場での資金調達をも妨げ、結果としてECBからの資金供給に依存する状態が続いていることによる。

ポルトガルが、ユーロ圏諸国が現在共通の

問題として抱える財政再建と経済成長の両立という課題に10年以上にわたって苦しみ続けてきた事実に表れているように、この問題は構造的な要因を背景としている。すなわち、失業率はスペインの約半分に留まっているものの、この状況は労働生産性の低さ、低賃金、そしてスペイン以上に硬直化した労働市場の在り方と結び付いており、しかも低賃金労働それ自体は、中国のWTO加盟とEUの東方拡大によって打撃を受け、ポルトガルの競争力の源泉ではなくなった。輸出に依存するポルトガル経済の回復を図るには、繊維産業や缶詰製造業などの伝統的部門に代わる新たな産業の芽が必要であるが、今のところそのような展望は開けていない。

スペイン、ポルトガルの政治と労働運動

以上のように、ポルトガルとスペインの置かれた危機の文脈は、債務問題と財政問題を軸としながらも、互いに大きく異なっているが、両国における労働運動の対応がどのように異なるかを考えるには、そもそも両国における労働政治の基本構造の違いについても押さえておく必要がある。ポルトガルとスペインにおける労働政治は、サラザール体制、フランコ体制という独裁体制に対する抵抗運動としての起源と、これらの独裁体制が自ら育んだ労働者取り込みのための制度装置の両方に起源を有している。

スペインでは、1960年代の高度経済成長期に高まった労働運動に譲歩する形で、職場代表として選挙で選ばれる労働者委員会の設置と、世帯主の所得保障の強化を意味する強固な労働規制が成立した。前者はPCE(共産党)を中心とする反体制活動家の浸透によって全国的な連携組織を形成し、後のCCOO(労働者委員会)に発展して、19世紀以来、PSOEと行動を共にしてきたUGT(労働者総同盟)と、今日2大ナショナルセンターを形作っている。職場代表の選出制度は「組合選挙」として残っているが、もう一方の労働規制は、団体交渉制度や解雇規制などの分野で、今日もなお改革すべきとされる課題を多く残している。

スペインでは社会政策分野での連続性が1970年代の民主化の特徴となっていたのに対し、ポルトガルでは、1974年4月25日のクーデターを起点とする左翼革命が1976年の新憲法制定までの過程を支配した。そこで一時的にせよ大きな影響力を獲得したのは、独裁下で地下活動を続けてきたPCP(共産党)であり、

共産党と密接に関わる労働組合連合組織・CGTP-In(ポルトガル労働者総連合会・インテルシンディカル)である。共産党の政治的敗北後も、CGTPは、PS、PSDといった新興の中道政党に近い組織として誕生した後発のUGT(労働者総同盟)に対し、革命の遺産の擁護と運動の「単一性」(unicicade)をめぐって闘争を続けたのである。

スペインにおけるUGTとCCOOの関係は、1980年代後半までPSOEとPCE(後にIU [統一左翼])の間の政治闘争と連動していたが、政党政治の場面におけるPSOEの圧倒的優位の確立と、ゴンサーレスPSOE政権下における政策の不一致によって同党とPSOEの100年来の絆が事実上解体したことが、労働政治の大きな変質をもたらした。一言で言えば、少なくともこの2大労組は、組合選挙における優位を競いながらも、時には政府に対抗して統一戦線を組み、あるいはアスナールPP政権のような中道右派政権とも対話に応じるなどの柔軟な戦略を採用するようになった。

このようなスペイン労働政治の特徴は、1970年代以降、30件以上の社会協定(pacto social)の成立と、これを支える社会的協調(concertación social)の実践に良く表れている。その内容は、1980年代後半の断絶を経て、所得政策から、福祉改革・労働市場改革に焦点を移動させてきた。ポルトガルにも同様の枠組みは存在するが、今もなお原理的野党の立場に立つPCPの立場を反映して、CGTPの協力を得て成立した重要な協定は少ない。また逆に、ゼネストが、今なお単組の54.4%を束ねるCGTPと、UGTとの間の戦略的連携を伴うことも、ほとんどなかったのである。

スペインでは1990年代を中心に、労働組合の組織率が先進国中で例外的に上昇したことが注目された(ただし元来低いので、20%程度に留まる)。このことは、2大労組を中心とする労働組合が政策過程に関与し、プレゼンスを強化していったことと無縁ではない。他方で、ポルトガルにおける労働運動の組織率は、1980年代前半から90年代にかけて、50%超から20%未満へと急降下をたどった。そうであればこそ、UGTは時の政府との交渉に対して妥協的となり、CGTPはますます実力行使に向けて傾斜を強めていった。これが、危機前夜におけるそれぞれの国の労働政治の基本パターンであった。

スペイン・ポルトガルにおける労働政治の制約

「トロイカ」が示した財政赤字削減のロードマップは、スペイン、ポルトガルの両国にとって実現困難であり、ポルトガルでは、GDPの1.5%にも相当するポルトガルテレコムの年金基金を国に移転するなどの工作を用いても、なお2010年の財政再建が目標値に満たず、今なお単純な歳出削減という形では、EUとIMFによる780億ユーロの金融支援の条件を達成することは困難である。スペインのラホイ首相は、2011年度の財政赤字が政府目標の8%を超えたことを受けて、2012年度の目標値の下方修正を求め、これが大きく話題となったことは、記憶に新しい。

これに対して欧州委員会のオリ・レーンは、2011年5月末の時点で、スペイン、ポルトガルがなお緊急融資を受けずに済む可能性があると述べており、その「楽観論」は、両国で労働市場と年金制度に関する諸改革が進展するであろうとの見通しに基づいていた。2012年に入り、彼は、ユーロ圏経済相会議の締め括りにあたって、2010年および2011年の財政・経済分析を踏まえて、スペイン・ポルトガルにおいてより一層の労働市場改革・年金改革が必要であると指摘した。オリ・レーンあるいは彼が代表するEUの立場は、基本的に一貫しており、実際に両国政府は、この線に沿って改革を進めつつある。

すでにスペインでは、サパテロ政権下において、年金支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げることが決定している。しかし、危機の深まりの中で、社会保障負担の軽減を求める経営者側の主張や、「ショック療法」を掲げたサパテロ政権の姿勢の変化によって、社会政策の基礎となってきた社会協定の成立基盤が弱体化し、政府と労組は再び対決の局面に入った。この傾向は、2011年11月の総選挙におけるPSOEの歴史的敗北後、ますます強くなった。

2012年2月10日にスペイン議会を通過し、その次の週に発効した包括的な労働改革法(勅令法3/2012)は、解雇手当の大幅削減、収益悪化に伴う企業側からの労働協約の見直し提案、客観的解雇の容認などを含んでおり、こうした一方的内容が同月19日のゼネストにつながった。しかし、組合員の獲得に熱心ではなく、組織的には労働市場の中で保護された部分を代表するスペインの労働組合の主張が、労働者(あるいは失業者も含む潜在的労働者)全体の支持をどれほど得ることができるかは

疑問である。

今回の危機において最も大きな打撃を被ったのは、有期雇用契約の労働者や2000年代以降に手軽な労働力として重宝された移民労働者、そして構造的な問題として常に存在する若年層の長期失業者である。確かに、労働市場の柔軟化がもたらすのが、雇用の増大ではなく失業者の増加であるという予測には一定の根拠があるが、スペインの労働戦線とスペイン版ウォール街占拠運動(15-M)との間には、なお深い亀裂が潜んでいることも確かである。2大労組は政策過程に再び関与することによって自らの組織を防衛・強化するために、水面下では政府との協調路線を模索し続けるであろう。

スペインと同様に大規模なストやデモの波によって洗われているポルトガルでは、労働改革をめぐってむしろUGTとCGTPとの間の亀裂が深まった。2012年1月28日に、スペインとは対照的にポルトガルでは労働法改正に関する政労使の3者間合意が成立した。この協定への参加理由として、UGTは「トロイカ」とポルトガル議会の圧倒的多数派が約束した国際的公約に対して一定の異議申し立てを行い、政府がこの協定を誠実に遵守することを求めている。ポスト廃止に関する経営者の裁量権、不適応労働者の解雇、失業手当月額の引き下げ、休日の削減などを含むその内容が、2月2日に議会を通過した。

2月11日のゼネストは、貧困問題と行き過ぎ た緊縮政策を批判対象としながら、この法改 正に照準を合わせたものである。しかし、大 規模な動員にもかかわらず、3者交渉の舞台 から早々と退場してゼネストを呼びかけた CGTPの孤立が浮き彫りとなった。CGTPの 新書記長アルメニオ・カルロスは、「トロイカ」 に事実上支配されたPSD-CDS連立政権に対し てのみならず、UGTと政府との間に成立した 合意を称揚したカヴァコ・シルヴァ大統領に も批判の矛先を向けた。しかしながら、こう したCGTPの硬直性こそが、政府への追従を 旨としてきたUGTの態度とともに、労働運動 を全体として弱体化させ、労働組合の社会か らの遊離を加速しているように思われるので ある。

2011年度新規研究テーマ紹介 (その2)

地域再生に挑戦する労働組合 に関する調査研究プロジェク ト(所内プロジェクト)

1. 研究の概要

東日本大震災・巨大津波からの「復興・再生」は、 すでに様々なレベルで精力的に取り組まれているが、本 調査・研究は、今次の大震災・津波の被災地域において 地域再生にチャレンジする各労働組合、労働福祉団体の 具体的な動きを追うことによって、労働組合運動の新た な可能性を探っていくことをめざす。

具体的には、協力が得られるいくつかの産別構成組 織、連合本部と作業プロジェクトを設置し、労働組合や 諸団体における「まちづくり視点での地域再生」に向け た取り組みや活動について、被災現地の各労働組合、労 働福祉団体のリーダー・担当者に対するインタビュー形 式でのヒアリング調査を行い、それらを報告書としてと りまとめる。

(研究期間:2011年10月~2012年9月)

2. 構成

委 員:山根木晴久 連合総合組織局長

(順不同) 坂 貴之 連合総合組織局連帯活動局長

鯉沼 正浩 サービス・流通連合政策局部長

佐藤 浩之 私鉄総連組織拡大・中小対策局長

清水 秀行 日教組書記次長

千葉 清人 自動車総連岩手地方協議会議長

西田 一美 自治労総合企画総務局長

增田喜三郎 JP労組企画局長

矢木 孝幸 電機連合書記次長

事務局:龍井 葉二 連合総研副所長

小島 茂 連合総研主幹研究員

小熊 栄 連合総研主任研究員(主担当)

南雲 智映 連合総研研究員

博 連合総研研究員 城野

内藤 直人 連合総研研究員

高山 尚子 連合総研研究員

有期・短時間雇用のワーク ルールに関する調査研究委

1. 研究の概要

非正規雇用にかかわる諸問題の深刻な状況が依然と して続くなかで、労働者派遣法の見直しに続き、パート タイム労働や有期契約労働についても、関係法制の見直 しに向けた論議が進められている。法改正を急ぐ必要が あることは言うまでもないが、それを実効あるものとす るためには、いま職場で起きている問題についてのより 詳細な実態把握を行ったうえで、さまざまな措置を検討 する必要がある。

すでに、連合総研では2010年10月に「パート労働法 改正の効果と影響に関する調査研究委員会」を設置し、 2007年改正パート労働法の職場における効果と影響に ついて実態把握を行った(報告書を2011年12月に発行)。 同研究会では、差別的取扱いを禁止する8条が定める判 断基準の問題や職場に及ぼす影響、パートタイマーを正 社員へと橋渡しする中間形態としての「契約社員制度 | の存在などを指摘し、「短時間労働者」の定義規定の見 直しや差別的取扱い禁止規定の見直しなどの問題提起を 行ったところである。ただし、パートタイム労働につい てはさらに詳細な実態把握が必要であること、また有期 契約労働の実態把握も必要であるなど残された課題も多 11

そこで、本委員会では、パートタイム労働に関する 調査をさらに発展させるとともに、有期契約労働なども 含めた実態把握のための調査を実施し、関係法制の見直 し内容を実際に職場で実行・運用する上での課題や留意 点を明らかにし、その解決策の提言を行うことをめざす。

(研究期間:2011年10月~2013年9月)

2. 構成

主 查:緒方 桂子 広島大学大学院法務研究科教授

委 員: 禿 あや美 跡見学園女子大学マネジメント学部准教授

長谷川 聡 専修大学法学部准教授

山田 和代 滋賀大学経済学部准教授

事務局:龍井 葉二 連合総研副所長

小島 茂 連合総研主幹研究員

矢鳴 浩一 連合総研主任研究員

平井 滋 連合総研主任研究員

小熊 栄 連合総研主任研究員

内藤 直人 連合総研研究員(主担当)

労務構成の変化と労使の課題 に関する調査研究プロジェク ト(所内プロジェクト)

1. 研究の概要

1947年から49年に生まれたいわゆる「団塊の世代」は、2012年には63歳から65歳になっており、すでに引退した者もいる。また、定年延長、再雇用、雇用延長をしている者も引退が近付いている。企業においては、今後も年金支給年齢の引き上げに対応した定年延長を含む高齢者雇用の維持・継続を進めなければならないとはいえ、ここ数年で一つの山を越えたといえよう。

今後、企業内部では徐々に60歳代前半層の数が減少 していくと見込まれる。このため、彼、彼女らが担当し ている職務が、下の年代に割り振られていくことになる。

団塊の世代の下の世代は、人数が少なく、団塊の世 代に次ぐ山は現在の30歳代後半から40歳代前半にある。 それよりもさらに若い層を見ると、少子化の影響で近い 将来、労働市場に参入してくる10代後半の人口は、600 万人をやや上回る程度であり、将来、企業や日本を担う 若年者の数は少なくなる。

このような労務構成の変化の中で、企業の内部の仕事の分担をどのように変えていくのか、人材をどのように育成していくのか、採用をどのようにしていくのか、賃金をどのように変えていくのか、様々な対応が企業と労働組合に求められている。また、中堅層については、雇用の見通しを安定させることが社会の安定にもつながっていく重要なテーマである。さらに、人数が減っていく若者に安定した雇用を提供し、その能力を引き上げ、十分に活用する仕組みを作ることも、社会的な課題として求められている。

こうした中期的な労務構成の変化の中で、各企業がすべての年齢を通じてどう対応しようとしているのか、労働組合はどう対応しようとしているのか、労使からのヒアリングを行い、実態把握を行いながら、いま求められる政策課題、労使の共通課題について研究を深めていく。

(研究期間:2011年10月~2012年9月)

2. 構成

龍井 葉二 連合総研副所長

小島 茂 連合総研主幹研究員

高原 正之 連合総研主任研究員(主担当)

小熊 栄 連合総研主任研究員



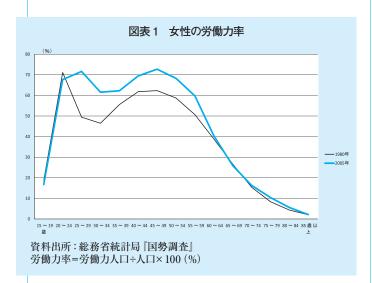
M字型カーブと散婚、散産

高原 正之 (連合総研主任研究員)

1

解消に向かいつつある M字型カーブ

女性の就業に見られるM字型カーブの解消は大きな課題とされてきた。長期的に見れば、関係者の努力の結果、徐々に解消が進んできている。図表1は1980年と2005年の国勢調査により、このカーブを描いたものである。ここでは労働力率をとっている。細い線が1980年のもの、太い線が2005年のものである。



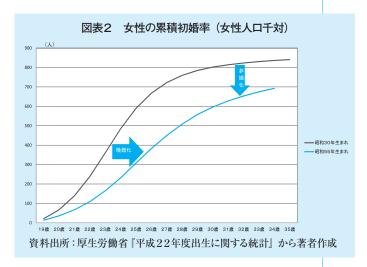
いくつかの変化が見られる。左側の山の高さはあまり変わっていない。1980年には「20歳から24歳」が頂点であり、「25歳から29歳」は一気に落ち込み、「30歳から34歳」ではさらに低下していた。2005年には「20歳から24歳」より「25歳から29歳」の方が高くなっている。2005年でも「30歳から34歳」では低下しているが、落ち方は小さくなっている。この結果、1980年、2005年とも「30歳から34歳」が底ではあるが、2005年には底がかなり浅くなっている。「35歳から39歳」への変化を見ると、1980年には大きく回復しているのに対し、2005年では僅かな回復である。ただし、2005年の方が労働力率は高い。その後の回復は1980年より

も 2005 年の方が大きく、右側の頂点である 45 歳から 49 歳では 10 ポイントほどの差がついている。左側の山と右側の山を比べると 1980 年では左側の山が高いが、2005 年には右側の山の方が高くなっている。全体の形を見ると、上にシフトしながら、深い鉢のような形から、洗面器のような形に変わっている。 M字型カーブは未だなくなってはいないが、緩やかに解消に向かっていると言えよう。

2

女性の結婚と出産の変化

M字型カーブは女性の働き方を示すものであるが、これには結婚や出産が強い影響を与えている。25年という間隔を取ると女性の結婚や出産にも大きな変化が見られる。

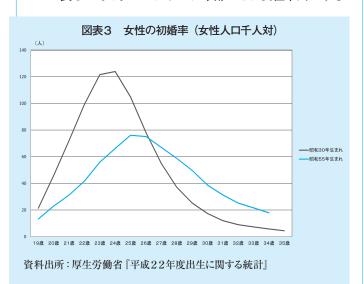


まず、結婚の変化を見よう。図表2は、年齢別に女性が初めての結婚を既にしている割合を示したものである。例えば、昭和30年(1955年)生まれの女性のグラフを見ると、25歳の時点で1,000人のうち589人が、少なくとも1回は結婚しており、35歳の時点では841人が結婚している。グラフからは、昭和55年(1980年)

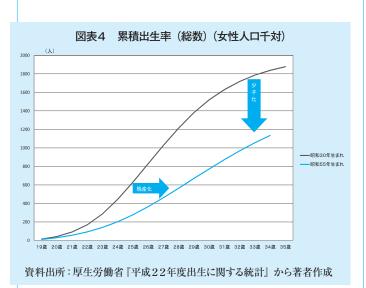


生まれの女性には大きな変化が生じているのが読み取れる。25歳時点では、307人しか結婚しておらず、30歳でようやく597人になっている。およそ5年遅れである。34歳時点でも692人に留まっている。グラフの右へのシフトは晩婚化を表し、グラフの右端での下方向へのシフトは非婚化を表している。もっとも34歳以降でも初めて結婚する女性がいるので、このグラフは右上へ続いていくはずである。

この晩婚化、非婚化はよく知られている事実であるが、もう一つの変化が生じている。結婚時期の分散、散婚化とでも呼ぶべき現象である。これを表したのが、図表3である。このグラフは年齢ごとに女性千人のうち



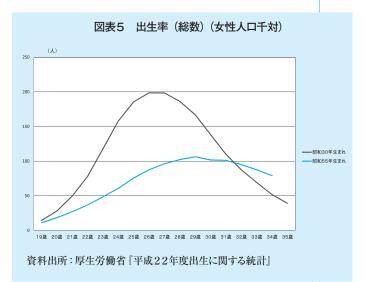
何人が初めて結婚したかを示したものである。昭和30年生まれの女性1,000人のうち122人が23歳で、124人が24歳で結婚している。合わせると4人に1人以上が23、24歳で結婚していたのである。22歳から25歳までとると450人になる。この時期には女性は22歳から25歳ぐらいまでに結婚するのが普通だったのである。



これに対して、昭和55年生まれの女性が最も結婚した25歳と26歳を合わせても151人に過ぎない。23歳から28歳まで6歳分を合わせても、400人をわずかに下回る。女性が、特定の年齢で結婚するという現象は弱まり、結婚年齢の分散、多様化が進んだのである。

このこと自体は、女性に対して画一的な生き方を求める圧力が弱まったものとして評価できよう。

出産についても同じような動きがみられる。散産化と 表現できよう。図表4と図表5がこれを示したものであ



る。ただし出生については第1子だけではなく、第2子 以降も含めている。晩産化、少子化が進むと同時に、出 産時期が分散化していることが分かる。

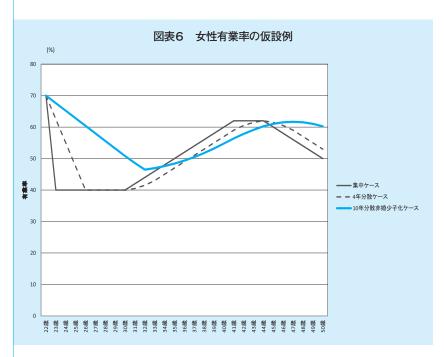
3

結婚と出産の変化は M字型カーブを どのように変えるか

このような非婚化、少子化、結婚・出産時期の分散化がM字型カーブにどのような影響を与えるのか、考えてみたい。なお、他の要因に変化がなく、単純に結婚、出産の時期がずれるだけであるなら、M字型カーブは単純にそのままの形で右へずれるだけである。

未婚化、少子化、結婚・出産時期の分散化の効果を仮 設例で示そう。

まず、変化が生じる前の標準的な女性のライフコースを次のようなものと仮定する。23歳までは、70%が働き、24歳で結婚して、20%が仕事を辞め、有業率は50%に下がる。そして25歳で子どもを産み、この結果、仕事を続けている割合は40%に減る。30歳までは変化なし。31歳以降、働き始め、各歳ごとに2%ずつ有業率が高まり、41歳で62%に達し、44歳まで継続する。45歳からは各歳ごとに2%ずつ有業率が下がる。



女性が全員このコースをたどったとすると、年齢別に 見た働く割合は図表6の細い実線で示される典型的なM 字型カーブになっていることが分かる(集中ケース)。

さて、結婚・出産時期の分散化の効果を見るために、 女性の4分の1はこのライフコースのまま、4分の1は、 結婚年齢も出産年齢も1歳上がり、4分の1は、結婚年 齢も出産年齢も2歳上がり、残る4分の1は3歳上がる というケースを考える。ただし、結婚、出産後の有業率 は元のパターンのままとする。つまり、結婚、出産の時 期は分散化するが、結婚、出産が持つ負の効果には変化 がないケースである。この場合の女性の平均有業率は点 線で示される(4年分散ケース)。

二つの線を比べると、底の深さは変わっておらず、右 の山の高さもほとんど変わらない。しかし、左側の頂点 から底への落ち込みは緩やかになり、底から右側の山へ の上がり方もやや緩やかになっている。これが分散化の 効果である。

三番目のケースとして、女性の2割は結婚、出産を しないとする。そして、結婚出産する女性については、 結婚年齢が24歳から33歳まで10年間に分散し、各歳 での結婚割合は、すべて 10%(全体に占める割合は 8%)とする。さらに、結婚、出産が持つ負の効果には、やはり変化がないとする。この仮定の下で年齢別に女性の働く割合を計算すると、グラフの太い実線になる(10年分散非婚少子化ケース)。

集中ケースと 10 年分散非婚少子化ケースを比べると、まず、左側の山の高さは変わらない。有業率の下がり方はかなり緩やかになり、底がかなり浅くなり、その幅は狭くなっている。そこからの上がり方は緩やかになり、右側の山の高さも変わらないが、頂点は右にシフトしている

結婚時期の分散と結婚、出産しない女性の割合の高まりで、最初に書いたM字

型カーブの変化、深い鉢から洗面器への変化のほとんどが再現できる。この仮設例のように、結婚、出産が持つ 負の効果に改善がなくても、M字型カーブは相当程度解 消する可能性はある。

4

M字型カーブだけを 見るのではなく

M字型カーブは女性の就業の困難さのシンボルとして 使われてきた。政府のいろいろな施策、労使の対応、夫 婦の努力によって結婚したり子どもを生んだりした女性 が仕事を続けられるようになってきたことは確かであ る。しかし、女性の生き方の多様化によってM字型カー ブが変化したことも事実である。シンボルの変化は、必 ずしも問題が改善したことを意味するものではない。

M字型カーブだけを見て、女性の就業の問題が解決に 向かっていると判断するべきではない。シンボルにとら われず、結婚、出産が持つ負の効果がどう変わっている のか、その実態を正確に見極める必要がある。

醉 書



大嶋寧子 日本経済新聞出版社 定価2000円(税別

安家族」なんとも不穏なタイト ルである。本書は雇用の不安定 化、それによって揺らぐ生活基盤、こ れにより「家族を持つこと」「子ども を育てること」が難しくなっている日 本の現状を、豊富なデータ・研究を参 照しながら明らかにしている。

年には男性で3人に1人、女性で4る。 人に 1 人が生涯未婚となるという。し かし未婚者に将来の結婚の希望を聞く と、大多数は「ある程度までに結婚す で結婚「しない」のではなく、「した くてもできない」といったほうが正し い。「結婚のしにくさ」の裏には所得 の低下、雇用の不安定化がある。とく に男性の結婚と年収には一定の関係が あり、年収により既婚割合は上昇する

不安家族-働けない転落社会を克服せよ 現役世代の雇用と生活の 同時再生にむけた課題を示す

なれたかなれなかったかが、その後の 雇用可能性・所得・男性の初婚確率を 左右するという研究もある。雇用と生 活が直結していることは理屈としては わかっていても、あらためて示される とどうであろうか。

の減少と「不本意型非正社員」の増加、 賃金の低下や長時間労働など、雇用の 不安定化の状況を示している。続いて 第3章、4章では、雇用の不安定化 により家族の生活基盤が揺らぎ、未婚 率の上昇や少子化につながっている実 状を描く。第5章、6章は社会保障 の課題である。これまで企業や家族に 依存し、低水準に抑えられてきた現役 世代むけの社会保障の充実の必要性を 説く。第7章では雇用の不安定化や 女性の低就業は、将来の経済成長力を 下押しすると指摘する。第8章では、 「働くこと」を支える積極的な雇用・ 社会政策への転換が進められている欧 州の事例を解説し、最後に第9章では、 現役世代と家族の生活基盤を再構築す 例えばこんな数字がある。2030 るための政策提言がまとめられてい

ここではとくに女性の本格就業にむ けた政策提言に焦点を当ててみたい。 著者はこの問題への対応として、出産 るつもり」と答えている。つまり望ん(した女性の不本意な離職防止のための) 保育サービスの拡充、仕事と育児・介 護を両立しやすい柔軟な働き方を実現 するための多様な正社員の推進、再就 職希望女性への就労支援の強化を挙げ ている。

著者の掲げる制度・施策はもちろん 論が広がることを期待したい。

という。さらに学校卒業後、正社員に 重要だが、問題はもっと複雑に思われ る。たとえ制度があっても、キャリア の中断を厭い、子どもを持つことを躊 躇する女性。また、多忙な職場の状況 が子どもを持つことを許してくれない という女性もいるだろう。中小企業・ 非正規で働く女性は、そもそも働き続 本書はまず、第1章、2章で正社員 けるという選択肢などないという環境 かもしれない。労働力人口が急速に減 少する中、子どもを持とうとする女性 たちを労働市場から排除していいのだ ろうか。著者の言葉を借りれば、「人 材を浪費し、未来を食いつぶす余裕な ど、どこにもないはずである。

> そしていまや「両立可能な働き方」 に対する要請は女性だけのものではな い。著者は、働き盛りの男性の介護離 職の増加についても指摘している。要 介護者の急増、子世代の兄弟の減少や 未婚化により、今後、働き盛りの労働 者の介護離職が大幅に増加する懸念も あるという。超高齢化社会を前に、こ の問題に対する意識はまだまだ低いと 言わざるを得ない。それはまだ介護が 女性の問題とされているからだろう。 働き盛りの男性が介護の問題に直面す ることが増え、仕事と家庭の両立が男 性にも必要な問題として広く認識され たとき、ようやく働き方を変えること ができるのかもしれないというのは皮 肉過ぎる感想だろうか。

現在の日本には雇用の不安定が生活 を揺るがし、生活を重視しようとすれ ば雇用を手放さなければならないとい う状況がある。本書が多くの人に読ま れ、雇用と生活の同時再生にむけた議

今月のデータ

ILO「世界の雇用情勢2012年版」

就業率は世界全体で低下の傾向

ILO(国際労働機関)は1月24日、「世界の雇用情勢2012年版: より深刻な仕事の危機を予防する」(原題:Global Employment Trends 2012 | Preventing a deeper jobs crisis)を発表した。

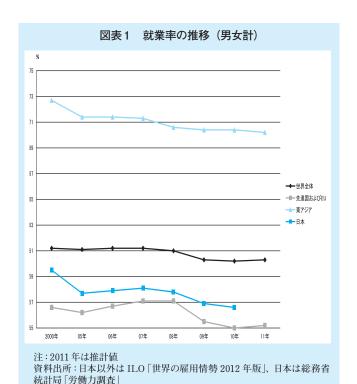
そのなかでILOは、今後10年間で6億人の雇用を創出する必要性を述べている。継続する危機状況と経済見通しが悪化するなかで、世界で2億人の失業者が取り残されているとし、毎年4000万人の増加が予測される労働力を吸収するために、今後10年間に4億人分以上の新たな仕事が必要になるという。

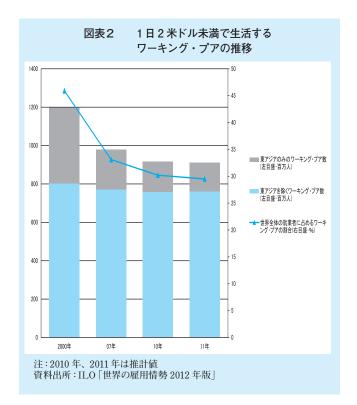
失業率は、労働市場から退出した就業意欲喪失者が除かれるため、 必ずしも労働市場の動向を正確に反映しているとはいえないので、 ここでは就業率(生産年齢人口に占める就業者数の割合)でみてい くこととする。

近年の就業率の推移をみると、世界全体で2007年の61.2%から2010年の60.2%に低下した(図表1)。地域別にみても、先進国およびEUは、2007年の57.1%から2010年の55.0%に低下、東アジアは、2007年の71.3%から2010年の70.4%に低下した。これに対して、日本も同様の傾向を示しており、2007年の58.1%から2010年の56.6%に低下した。ILOは、就業率は世界全体で低下の傾向にあり、経済が十分な雇用を創出していないと指摘している。長引く経済危機が雇用にマイナスの影響を及ぼしているといえる。

こうした雇用量の動向だけでなく、雇用の質についてもみてみよう。1日2米ドル未満で生活しているワーキング・プアは、世界全体で、2000年の11億9760万人から着実に減少したものの、2011年には9億1150万人であり、就業者に占める割合は29.5%と推計される(図表2)。ワーキング・プアが減少してきたのは、東アジア、とりわけ中国の経済成長および貧困の削減が顕著に進んだことが要因であると、ILOは分析している。

しかし、ワーキング・プア9億人のうちの約半数が1日1.25米ドル 未満で生活しているのが実態である。ディーセントな雇用を創出す ることが、日本のみならず世界全体の最優先課題といえるだろう。







INFORMATION情報 OPINION意見

事務局だより

DIO への ご感想を お寄せください

dio@rengo-soken.or.jp



【3月の主な行事】

3月1日 地域再生に挑戦する労働組合に関する調査研究プロジェクト

2日 有期・短時間雇用のワークルールに関する調査研究委員会

(主査:緒方 桂子 広島大学教授)

7日 所内・研究部門会議

14日 研究部門・業務会議

所内勉強会

企画会議

17日 国の政策の企画・立案・決定に関する研究委員会

(主査:伊藤 光利 関西大学教授)

21日 第15回連合総研ゆめサロン

(講師:マルティン・ベーレンス ドイツ経済社会研究所(WSI)主席研究員)

所内・研究部門会議

発行人/薦田 隆成 発行日/2012年4月1日 発 行/公益財団法人連合総合生活開発研究所 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル3階 TEL 03-5210-0851 FAX 03-5210-0852

印刷・製本/株式会社コンポーズ・ユニ 〒 108-8326 東京都港区三田 1-10-3 電機連合会館 2 階 TEL 03-3456-1541 FAX 03-3798-3303 editor

今回の特集では、さまざまな意味で "危機" のなかにいるヨーロッパの労働運動をとりあげました。政府債務危機により緊縮策を強いられ、雇用・賃金の削減、年金改革など、労働者をとりまく状況は危機に直面しています。また、伝統的であったヨーロッパの政労使三者構成による政策決定のしくみ

も、保守派の台頭により崩れる恐れが あります。まさに社会民主主義の危機 といえます。日本にとっても他人事で はありません。日本でももっと危機意 識をもって、今後、労働組合はこうし た危機にどう立ち向わなければならな いかを議論していく必要があると思い ます。 (大熊猫)